

事業名	敬老祝贈呈事業
所管課	生きがい健康部 高齢介護室

1. 現行事業の内容等

事業の目的 及び背景	<p>高齢者に対する敬老の意を表し、長寿を祝福することで、福祉の増進を図る。 民生委員による手渡しでの贈呈を行うことで、地域における高齢者の安否確認活動の一助にもなっている。 昭和33年頃から「敬老年金」の名称で事業が開始され、当時は年金制度が未成熟であったため、高齢者に対する福祉施策として、一定の意義を持っていた。 昭和46年に「敬老祝金」の名称になっている。(国民年金制度は昭和36年に発足)</p>														
事業の内容	<p>【対象者】 市内に6ヶ月以上居住する満77歳以上の高齢者(基準日 9月1日)</p> <p>【内容】 9月の敬老月間に祝金または祝品(1,000円程度)を贈呈する。 (祝金) 77歳 : 10,000円、 88歳 : 20,000円、 99歳以上 : 30,000円 (祝品) 78歳~87歳・89歳~98歳 : 和泉木綿の手拭 ※「和泉木綿」: 泉州織物産地で製織された綿織物で、泉州織物工業組合と泉州織物構造改善工業組合の商標登録となっている。</p> <p>【平成30年度の支給実績】 (祝金) 77歳 : 2,000人、 88歳 : 594人、 99歳以上 : 91人 (祝品) 78歳~87歳・89歳~98歳 : 13,561人</p> <p>【事業の沿革】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">支給内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度以前</td> <td>77歳~87歳: 10,000円、88歳以上: 18,000円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度~平成20年度</td> <td>77歳: 10,000円、88歳: 20,000円、99歳以上: 30,000円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度~平成26年度</td> <td>77歳: 10,000円、78歳~87歳: 5,000円、88歳: 20,000円、89歳~98歳: 10,000円、99歳以上: 30,000円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度以降</td> <td>現行の内容</td> </tr> </tbody> </table>						支給内容	平成17年度以前	77歳~87歳: 10,000円、88歳以上: 18,000円	平成18年度~平成20年度	77歳: 10,000円、88歳: 20,000円、99歳以上: 30,000円	平成21年度~平成26年度	77歳: 10,000円、78歳~87歳: 5,000円、88歳: 20,000円、89歳~98歳: 10,000円、99歳以上: 30,000円	平成27年度以降	現行の内容
	支給内容														
平成17年度以前	77歳~87歳: 10,000円、88歳以上: 18,000円														
平成18年度~平成20年度	77歳: 10,000円、88歳: 20,000円、99歳以上: 30,000円														
平成21年度~平成26年度	77歳: 10,000円、78歳~87歳: 5,000円、88歳: 20,000円、89歳~98歳: 10,000円、99歳以上: 30,000円														
平成27年度以降	現行の内容														
令和元年度 予算額	予算額	内訳	金額(千円)	内訳	金額(千円)	財源内訳(千円)									
54,085 千円	消耗品費	15,206	扶助費	38,600	国・府										
	印刷製本費	136			その他										
	役務費	143			一般財源	54,085									
平成30年度 決算額	決算額	内訳	金額(千円)	内訳	金額(千円)	財源内訳(千円)									
43,459 千円	消耗品費	8,647	使用料及び賃借料	9	国・府										
	印刷製本費	72	備品購入費	17	その他										
	役務費	104	扶助費	34,610	一般財源	43,459									

2. 見直し検討(案)

見直し検討内容	祝金、祝品を廃止
見直し理由	<p>【時代潮流等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府内でも、敬老祝贈呈を廃止・縮小している団体が増加している。【資料①】 <ul style="list-style-type: none"> ・府内市町村のうち、祝金支給団体は、府内43団体中16団体(37%)。祝品支給団体は、27団体(63%)。 ・近年では、3団体(岸和田市・藤井寺市・柏原市)が祝金を廃止しており、現在は、4団体(太子町・摂津市・羽曳野市・茨木市)が廃止や縮小を検討している。 ○年金制度の確立により、高齢者を経済的に支援する意義はなくなっている。 ○平均寿命の延伸に伴い、後期高齢者人口が増加し、社会保障費等が増大していく中、介護予防や社会参加、生活支援等の事業に転換していく必要性が高まっている。【資料②、資料③】 <p>【上記以外の見直し理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の効果の検証が困難であることに加え、今後の高齢者人口の増加、平均寿命の延伸に伴い事業費が増加していくことが見込まれる。【資料③】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の支給実績 約4,300万円から令和22年度には、約5,900万円に増加する見込み。 ○民生委員を通じて手渡しによる贈呈を行っていることから、安否確認活動の一環となっているものの、年に1回の活動であるため、効果的な安否確認とは言いがたい。 ○厳しい財政状況の中、社会的意義が薄れつつある金銭給付型のサービスから脱却し、効果の見込める安心・安全・健康に資するサービスの提供に注力していく必要がある。 ○国による100歳を迎える高齢者への内閣総理大臣表彰(記念品及び賞状の贈呈)もあり、本市敬老祝贈呈事業の廃止後も、長寿を祝福する取組みは残る。
見直しによる効果	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老祝事業の廃止により、年間約5,000万円の効果額が見込まれる。
見直しによる影響	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者が敬老祝金・祝品の給付を受けることができなくなる。
見直しの代替策	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りに関しては、緊急通報装置の設置や配食サービス、認知症高齢者の見守りなど複数の見守り事業を実施しており、敬老祝贈呈による安否確認の廃止の影響は少ない。 ○今後は、郵便局や民間事業所等と連携した見守りを実施するなど、見守り活動の充実について検討する。 ○事業の見直しによる効果額については、健康寿命の延伸を図るため、介護予防事業などの充実に活用する。